**【仮称】柏原市個人情報保護法施行条例（素案）に対する意見公募について**

〇意見公募の趣旨

　社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護法制の一元化」、「個人情報保護とデータ流通の両立・強化」及び「個人情報保護制度の国際的調和」を図るため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）により、個人情報保護法（以下「法」という。）が改正されることになりました。

　現在は、地方公共団体において条例の規定に基づき個人情報の取扱いを行っていますが、法の改正に伴い令和５年４月１日から法の規定に基づく取扱いに変更されます。よって、柏原市個人情報保護条例（以下「条例」という。）を廃止し、法の施行に必要な事項を定める「【仮称】柏原市個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」という。）」を制定します。

つきましては、当該条例に定める事項等について、意見を募集します。

〇【仮称】柏原市個人情報保護法施行条例に規定する主な内容

（１）個人情報取扱事務届についての規定

　条例に規定している個人情報取扱事務の届出規定については、法改正後も条例に規定することが可能であるため、本市において個人情報の取扱を明確に把握し、市民の皆様へ公表するために法施行条例においても規定することとします。

（２）開示請求に係る手数料等

　現在は、手数料は無料とし、写しの交付及び送付に要する費用を実費負担していただいておりますが、法改正後も同様に手数料を無料とし、写しの交付及び送付に要する費用を実費負担していただく規定を設けます。

（３）運用状況の公表

　運用状況につきましては、条例において定められていますが、法においては公表義務は定められておりません。しかし、個人情報保護制度の適正な運営に資すると考えられることから、引き続き運用状況を公表を法施行条例に規定することとします。

〇その他の変更点

（１）開示決定等の期限について

条例では、開示請求・訂正等の請求・利用停止請求に対する決定までの期間については、１５日以内としているが、法の規定においては３０日以内となっていることから、個人情報保護法制の一元化の趣旨を鑑み、法の規定に合わせることとします。

（２）開示決定等の期限の延長

条例では１５日以内に限り延長することができるが、法の規定においては３０日以内となっていることから、個人情報保護法制の一元化の趣旨を鑑み、法の規定に合わせることとします。

（３）訂正等の請求・利用停止請求の前置について

条例では、訂正等の請求及び利用停止請求をする場合、前置は設けていませんが、法の規定においては、自己の個人情報の開示請求をした者に限られています。よって、個人情報保護法制の一元化の趣旨を鑑み、法の規定に合わせることとします。

〇募集期間

令和４年１１月２日（水）から令和４年１１月１７日（木）まで

〇意見を提出できる方

市内在住の方、市内に在勤・在学の方又は市内事業者

〇その他の事項

市民参加の公表について（様式第１号）を参照